

工事に係る事故対応ガイドライン

2014年（平成26年）4月制定

2018年（平成30年）4月改正

2019年（平成31年）4月改正

2020年（令和2年）7月改正

2021年（令和3年）4月改正

本ガイドラインは、本市が発注する「建設工事」における事故発生時の通報、報告などの対応に関するガイドラインであり、発注者及び受注者双方が迅速かつ適切な処理を図ることを目的とする。

1 受注者の事故への対応

受注者は、工事において事故が発生した場合、別紙「事故対応フロー」を参考に、事故の重大性・緊急性等を判断する中で、人命救助を第一とし二次災害防止の措置を講じるとともに、本ガイドラインに定める通報及び報告を担当監督員及び関係機関に行う。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「**労働災害**」とは、工事関係者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷・疾病及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。
- (2)「**通報**」とは、電話等による連絡、**事故等速報**のFAX等による連絡をいう。通報は、休日・勤務時間外でも必ず行う。（福山市役所夜間連絡先：警備員室921-2130）
- (3)「**報告**」とは、**事故報告書**による報告をいう。
- (4)「**直ちに**」とは、理由はどうあれ、すぐに行なわなければならないこと。ただし、人命救助を優先する。
- (5)「**遅滞なく**」とは、正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに行なわなければならないこと。
- (6)「**速やかに**」とは、できるだけ早く行なわなければならないこと。
- (7)「**重大事故**」とは、工事関係者の死亡又は3人以上が負傷した事故、避難指示など重大な影響が発生し報道による注意を促す必要がある場合等の事故のことをいう。

3 通報を要する事故の範囲

このガイドラインの対象とする事故は、工事において発生した次表のいずれかに該当する事故とする。

事故の分類	事故の定義
<p>(1) 労働災害 (工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故)</p>	<p>工事作業場及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。又は、資機材・工場製品輸送作業（共通仕様書 1-1-1-3 2 交通安全管理第3項に規定された交通安全等輸送計画に記載された作業。以下「輸送作業」という。）に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>※工事作業場：工事を施行するにあたって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により明確に区分して使用する区域内をいう。再資源化施設、資機材置場等の関連施設を含む。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>
<p>(2) もらい事故 (第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故)</p>	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p>
<p>(3) 死傷公衆災害 (工事作業に起因して、当該工事関係者以外が負傷した事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p>
<p>(4) 物損公衆災害 (工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者の資産に損害を与えた事故。</p>
<p>(5) その他 (労働安全衛生規則第96条関係で報告が定められている事故等)</p>	<p>事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故。</p>

4 事故発生後の流れ

(1) 通報

- ① 受注者は、事故等が発生した場合、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに担当監督員に通報する。
- ② 担当監督員は、事故発生の通報を受けたら、直ちに担当課長に通報したうえで、事故現場を確認し、担当課長へ現場の状況を通報する。担当課長は、直ちに建設政策課長及び担当部長又は支所長に通報する。
- ③ 建設政策課長は、直ちに建設政策課契約担当課長、技術検査課長、建設管理部長、建設局長に通報する。重大事故の通報を受けた場合は、危機管理防災課長へ通報する。
- ④ 担当部長又は支所長は、重大事故の通報を受けた場合、市長及び副市長へ通報する。

(2) 速報

- ① 受注者は、事故発生時の状況・原因を的確に把握し、通報後速やかに担当監督員に**事故等速報**を提出する。また、その内容に追記・変更があった場合は、遅滞なく担当監督員へ**事故等速報**を提出する。
- ② 担当監督員は、**事故等速報**を受理し、担当課長は、速やかに建設政策課長へその写しを送付する。
- ③ 建設政策課長は速やかに、建設政策課契約担当課長及び技術検査課長にその写しを送付する。
- ④ 担当部長又は支所長は、重大事故の場合、必要に応じ関係部署と協議・調整のうえ緊急時広報を行う。

(3) 報告

- ① 受注者は、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに担当監督員に**事故報告書**を提出する。
- ② 担当監督員は、**事故報告書**の記載内容について事実関係を確認のうえ受理し、担当課長は、速やかに建設政策課長にその写しを送付する。
- ③ 建設政策課長は、速やかに建設政策課契約担当課長及び技術検査課長にその写しを送付する。
- ④ 事業者（雇用主）は、労働安全衛生規則第96条、97条に該当する場合は、遅滞なく法令の定めによる**報告書**を労働基準監督署長に提出しなければならない。

(4) 聴き取り調査と事後措置

- ① 建設政策課契約担当課長及び技術検査課長は、**事故報告書**の写しを受けた後に、必要に応じて担当監督員及び担当課長が立会のもと、受注者から事故に関する聴き取り調査を行う。この聴き取り調査の日程調整は建設政策課契約担当課長が行う。
- ② 建設政策課契約担当課長及び技術検査課長は、聴き取り調査で事故発生状況、事故後の措置及び再発防止対策の確認をするとともに、受注者に対して現場の安全確保のための

指導を行う。

- ③ 建設政策課契約担当課長は、聴き取り調査の結果を取りまとめ、聴き取り調査の結果から、福山市建設工事指名除外基準要綱により措置等の案を作成する。
- ④ 技術検査課長は、事故が発生した工事が福山市工事成績評定要綱に基づく評定の対象となる場合は、福山市建設工事指名除外基準要綱による措置の決定を基に工事成績評定を行う。

(5) その他

発注者は、事故発生が夜間・休日の場合や市民からの連絡等による場合においても、迅速かつ確実な連絡体制を構築できるよう、施工計画書に記載されている内容を確認するとともに、災害時の連携について関係部署と日頃から調整しておく。

5 適用の範囲

このガイドラインは、「測量・建設コンサルタント業務等」「警備・清掃等の業務」「その他業務等」に準用する。

【参考資料】

労働安全衛生規則（抜粋）

（事故報告）

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき

イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）

ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故

ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故

ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故

二 令第一条第三号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき

三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき

四 クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 転倒、倒壊又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

六 デリック（クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 倒壊又はブームの折損

ロ ワイヤロープの切断

七 エレベーター（クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

八 建設用リフト（クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

九 令第一条第九号の簡易リフト（クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 搬器の墜落

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

十 ゴンドラの次の事故が発生したとき

イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損

ロ ワイヤロープの切断

2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。